

～ 巻頭言 ～

離婚と相続税 No.-2



前回からの続きです。OECDの提言が相続税の増税を加盟国に提案された。裕福層に対する課税強化である。税制改正大綱では、相続税と贈与税を一体的に捉える見直しが指摘されている。暦年贈与課税を廃止して110万円の非課税枠をなくし相続税の課税アップにつなげる案である。海外の事例を参考にするということであるが、米国には贈与税がなく相続時に過去に遡って贈与した財産すべてを相続税として課税している。(租税に時効がない)しかし米国における基礎控除額はおよそ10億円で日本の基礎控除3000万+法定相続人×600万円とは大きな違いがある。裕福層の概念が各国で違っている。システムだけで論議してはならない。課税方式も各国によって

違う。日本は法定相続分課税方式、米国、英国は遺産課税方式、独国、仏国は遺産取得課税方式であり相続税の理論が違う。それぞれに長所、短所がある。またカナダでは相続税はない。相続が発生した時点で市場価格の資産譲渡所得が課せられる。タイやオーストラリアにも相続税がない。また後進国では相続税がなく外貨を呼び込んでいと聞く。日本の相続税で制限納税義務者(海外移住者{要件あり})は日本国籍があっても海外資産に課税されない。ただし国内財産は課税される。

日本の相続税の税率は最高55%で世界一高い。前回も書いたが音楽プロデューサー小室哲哉、あるいは天才卓球少女の福原愛さん等の離婚騒動は慰謝料や財産分与で課税、非課税、贈与税等が絡んでくる。有名なところで米国マイクロソフト社のビル・ゲイツさんが離婚した。遺産総額は、世界長者番付トップクラスで総額15兆円だそうである。またアマゾン創業者ジェフ・ベゾスさんは2年前の離婚で資産の四分の一約4兆円が財産分与された。ビル・ゲイツさんも財産分与は約7兆円になる。この2例にはうわさが付きまとう(偽装離婚)。米国の相続税では配偶者は免除となっているのにもかかわらずである?米国の詳しい相続税は知らないが日本も、米国も離婚の財産分与は非課税であるが、偽装離婚となると話は別である。離婚によって多額の財産を配偶者に移すという節税策は日本でもできることであるが、財産分与が非課税ということはあくまで原則であり課税されるケースも多くあると聞く。裕福層と貧困層の格差は事実である。しかし裕福層の概念は諸国まちまちである。コロナ禍で財政逼迫はよくわかるし増税もいずれ来る。厚生経済的に言うと課税と支援の理論は間違っていないが、そもそも日本の所得税は高い。ゆえに世界長者番付にのる日本人裕福者は何人いるのであろうか? 中小企業の創業者が一所懸命働いて各年度で所得税を払い、死亡したときに遺族に残す相続財産に大きな税金をかけられ、事業承継(株式だけは特例があります)云々もいけれど働き甲斐と夢のある社会を作りたいと思うのは私だけであらうか。日本ではIT技術者が不足しているといわれているが、そもそも報酬が低いといわれ、報酬が高額となれば所得税が高くなり可処分所得があまり増えないのが現状であり、優秀な人間は皆中国や米国に移転してしまう現実をどのように解釈すればいいのだろうか?

